

令和7年2月5日

戸籍に関する証明書の誤交付について

下記のとおり戸籍に関する証明書(以下、「戸籍証明書」と表記)の誤交付が発生しましたので、当該事案の内容と再発防止策等についてお知らせします。

関係者の皆様に深くお詫び申し上げるとともに、本件事案を厳粛に受け止め、再度個人情報を厳重に取り扱うこと、証明書の交付の取扱いについて厳正を期すことを徹底し、今後このような事案が生じることをないよう、努めてまいります。

記

1 概 要

郵送による請求の際、別人の戸籍証明書が混在したものを誤って交付するという事案が発生しました。

2 経 緯

令和7年1月24日(金) 法務事務所からの郵送請求により戸籍証明書を送付
令和7年1月27日(月) 法務事務所から別人の戸籍証明書が混在しているとの指摘があり、誤交付が判明
令和7年2月3日(月) 所管法務局へ事案を報告

3 原 因

郵送請求の処理をしていた職員が、別人の戸籍証明書とあわせて1通として綴じ、別の職員が発送前に再確認しましたが、誤りに気付きませんでした。

4 対 応

発覚後、当事者に経緯を説明し謝罪しました。誤交付した戸籍証明書を回収し、正しい戸籍証明書を交付しました。

現在のところ、個人情報流出による被害の報告はありません。

5 再発防止対策

- ・証明書交付の際は慎重かつ正確に確認することを徹底します。
- ・証明書を綴じる際には発行番号を確認し、別の証明書が混ざっていないことを確認します。
- ・個人情報の適正な取り扱いについて、徹底します。

(問合せ先)

市民生活部 市民課 黒田

電話:086-955-1112(直通)